

第1回古平町議会臨時会 第1号

平成29年5月15日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第23号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例〕
- 5 議案第24号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例の一部を改正する条例〕
- 6 議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例〕
- 7 議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔平成28年度古平町一般会計補正予算（第7号）〕
- 8 議案第27号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 9 議案第28号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第29号 平成29年度清川団地C棟建設工事請負契約の締結について

○出席議員（9名）

議長10番 逢見輝続君	1番 木村輔宏君
2番 堀清君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	6番 池田範彦君
7番 山口明生君	8番 高野俊和君
9番 工藤澄男君	

○欠席議員（1名）

5番 寶福勝哉君

○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	田口博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	藤田克禎君
企画課長	細川正善君

財政課 長	三 浦 史 洋 君
民生課 長	五 十 嵐 満 美 君
保健福祉課 長	佐 藤 昌 紀 君
産業課 長	宮 田 誠 市 君
建設水道課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	白 岩 豊 君
教育次 長	和 泉 康 子 君
総務係 長	松 尾 貴 光 君
財政係 長	人 見 完 治 君

○出席事務局職員

事務局 長	本 間 克 昭 君
議事係長兼総務係長	小 澤 浩 二 君

開会 午前11時13分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。5番、寶福議員につきましては、所用により欠席の連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第1回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、高野議員及び9番、工藤議員のご兩名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成28年度、29年3月分、4月分、平成29年度、29年4月分の例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第23号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第23号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、町税条例等の一部を改正する条例でございますが、33期日までに制定しなければならぬものでありましたので、議会を開く時間的余裕がなかったため、ここで専決処分の報告をし、承認を求めるものでございます。

記としまして、専決処分（第1号）、古平町税条例等の一部を改正する条例案について、3月日付専決処分ということでしてございます。

改正文につきましては、2ページ以降に記載してございます。ここで条例の構成上2つに分けてございます。第1条については、町税条例を改正するものでございます。その下に第2条ということで、去年税条例の改正をしてございますが、この部分につきましてここで手直しをするものでございます。

9ページ、本文が終わりまして、下から4行目、附則ということで、この改正条例につきましては公布の日から施行するというので、公布3月31日、同日してございます。

それでは、説明資料を配付してございますので、ちょっと厚目の説明資料をお出しください。1枚めくっていただきまして、ここに書いてございます。この後の議案でも町税条例の関係でございます。本件は、消費税が10%に引き上げするという、この時期が昨年延期になってございます。たしか6月上旬に総理が表明をしまして、この関係で関係法律が改正になってございます。

1、改正の要旨ということで、1番目、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律ということで、この1行分が全部法律名でございます。これが昨年の1月18日に成立し、28日に公布、施行されてございます。これに対する町税条例の改正でございます。内容を具体的に言いますと、（2）に記載してございますが、消費税率の引き上げ、10%に上げる時期を前段29年4月1日としていたものを2年半延ばしまして、31年10月1日に延期するという改正でございます。

改正の内容としましては、1点目、個人町民税では、住宅ローン減税の適用期限の延期ということで具体的には減税の適用期限を33年12月31日までに延期するということです。実際住まわれた年、平成31年までと現条例では規定してございますが、それを3年までということに延ばすものでございます。

2点目は、法人町民税の法人税割の税率改正の実施時期の延期でございます。この改正につきましては、率としては12.1%から8.4%に下げるといふ、この実施時期を2年半延期するものでございます。具体的には、会社、法人等の事業年度が31年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるように先延ばししてございます。

3点目が軽自動車税、環境性能割の導入時期の延期でございます。平成29年4月の10%引き上げ時に自動車取得税、道税でございますが、取得税を廃止して、自動車税及び市町村税の軽自動車税にそれぞれ環境性能割というものを創設するというので規定してございました。この部分を導入時期を2年半延ばすということで、31年10月1日に延期するものでございます。

具体の新旧対照表につきましては、まず2ページに第1条、税条例の改正ということで2ページ、3ページに載せてございます。下線部分が変更になる部分でございます。

また、3ページの中段に第2条ということで、一部改正条例、昨年の部分を手直しするというものになってございます。具体的には、ちょっと見づらいのですけれども、まずは3ページの改正前に下線を引いている部分、下に線を引いている部分がずっと6ページぐらいまでございます。改正前に引いて改正後に空欄にしてございます。これが6ページほどまで続きまして、この部分について6ページの左側、改正後、第1条の2ということで、この部分をすっぱり第1条の2として左側のほうに載せてございます。この部分が改正後、23ページまで続いていきまして、第1条の2というのを一くくりにして、この部分がみそでございまして、28ページ下の段に附則ということで、施行する日にち、2年半延ばした部分、どう変わったかということで、ページめくって24ページの改正後の(4)でございます。下のほうに(4)、この文章、第1条の2だとかの規定を平成29年10月1日にするということで、ここで2年半延期になるということになってございます。改正前は24ページ右側の(2)です。(2)にございます。この部分が施行期日が29年4月1日ということで、この部分でいろいろ、延期前の部分で施行期日はここに載せてございます。

以上、雑駁でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第23号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第24号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第24号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第24号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

これにつきましては、町税条例の改正でございますが、3月末日までに制定すべきものでございましたので、町において専決処分をしたものでございます。

具体的には、29年度の税制改正によりまして、それに関連する部分の条例改正でございます。

本文としましては、12ページから22ページが改正内容でございます。

それでは、説明資料のほうでご説明いたします。27ページです。こちらの表題、町税条例と都市計

面税条例も関連しますので、この後上程いたします都市計についても説明いたしたいと思えます。ここに括弧書きにありますように、29年の税制改正の関係での提案でございます。

要旨、29年度税制改正を踏まえた地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律がこの3月27日に成立いたしまして、31日に公布されてございます。これに伴い、町税条例と都市計画税条例に所要の改正をするものでございます。

内容としましては、個人町民税、文言の変更でございます。控除対象配偶者の部分で定義が変更されたことに伴いまして、文字が同一生計配偶者となるものでございます。

2点目、特定配当等及び株式等の譲渡所得金額の所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

3点目、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、この適用期限を3年間延長するものでございます。法人町民税につきましては、延滞金の計算の基礎となる期間についての規定を整理したものでございます。

固定資産税、都市計画税につきましては、居住用超高層建築物、タワーマンションと呼ばれている高さが60メートル以上の建物についての関係でございますが、本町には該当する建物はございませんが条例上改正するものでございます。その税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するというものでございます。

軽自動車税につきましては、グリーン化特例経過について適用期限を2年延長するというものでございます。

また、固定と都市計の負担軽減措置につきましては、新たに設けられたものがございまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋、償却資産に係る固定資産税の特例措置にわがまち特例を導入するというものでございます。わがまち特例といいますと、具体的には税法のほうで例えば3分の1以上を3分の2以下というところで、その真ん中の2分の1が参酌基準ですというような形でのってございます。数年前から導入されているものでございますが、本町では地方税法の参酌基準の割合、そのちょうど真ん中の部分の割合を使うということにこれまでなっておりますので、今回もそのように参酌基準割合を採用するものでございます。

ぼちの2つ目、政府補助を受けた特定事業所内保育施設に係る固定資産税の特例措置、これが新しく設けられまして、わがまち特例も導入されてございます。参酌基準割合を使用いたします。

3点目、緑地保全・緑化推進法人が設置、管理する市民緑地について市民緑地に係る固定資産税の特例措置を新しく設けまして、わがまち特例を導入するというので、参酌基準割合を使うものでございます。

改正条文の条組みとしては、組み立てとしましては28ページに本則による改正ということで改正条例の本則でこの部分、新旧対照表のようになりますということにしております。

また、改正条例の附則の5条で直している部分がございます。46ページです。46ページに附則5条によって改正するものでございます。3年前、平成6年の一部改正条例を手直しする部分でございます。これが47、48の上側と続きまして、48ページに附則第6条で改正するもの、これが昨年改正しました28年の町の改正条例について手直しをするものでございます。

議案集のほうにお戻りください。議案集、施行期日のところですが18 ページに書いてございます18 ページ、下から6行目に施行期日、まず原則この条例は、4月1日から施行するというところでございます。

そして、右、19 ページに移りまして、2行目、(4)です。この部分に書いてございます改正規定都市緑地法等の一部を改正する法律、平成9年法律第、空白になってございますが、先月26日にこの法律公布になってございます。先週の金曜日に公布になって、官報で確認できましたので、法律番号が決まってございます。第26号です。第26号ということで書きとめていただければ大変ありがたいです。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料を見て質問します。27ページの軽自動車税の部分です。グリーン化特例について適用期限を2年延長するとありますけれども、前の議案の説明資料、1ページになりますけれども、これで軽自動車税の環境性能割の導入時期の延期というのが書かれていますけれども、これと連動している内容なのですか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問ですが、まず最初の環境性能割の導入を2年半延期するというものにつきましては、これは報道でございますように、自動車取得税が廃止になるということで、新たに設けるものでございます。環境性能割を自動車を取得するときに一どきに税金をいただくという形です。取得課税です。環境性能割。ご質問、同じものかどうかというと、違うものでございます。27ページのグリーン化特例につきましては、その軽自動車燃費基準がいいということで段階分けておまして燃費基準のいい部分から、カットするのを税額の5%カットしたり、50%、25%、こういうようなものでございます。そういう特例を、やっぱり消費税絡み、2年半延期になるので、それに係る部分でグリーン化の部分も2年延ばすということで、関連なしということではないのですけれども、そのようなことでございます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第25号

○議長（逢見輝続君） 日程第6、議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましても前の2つの部分と同様に、都市計画税条例の一部改正条例を専決処分させていただきましたので、ここに報告して、承認を求めることとさせていただきます。

ページめくっていただきまして、24 ページです。ずらっと改正文が載ってございますが、先ほどのときに説明しましたわがまち特例の部分で都市計画税のほうにも反映されるということで、その部分で直してございます。税法のほうが改正になって、条ずれということで、新しく項目加わったり、また削除されたりするものがございますので、引用する条項がずれてございます。ということで、直す部分も多くなってございます。

24 ページの施行期日でございますが、29 年4月1日から原則施行するものでございます。ただし書きの部分で、一番下の行、右側に法律番号空欄になってございます。先ほどお願いしたように、この法律番号は第26号でございますので、書きとめておいていただければありがたいのでございます。

これにつきましても、新旧対照表につきましては説明資料のほう、最終のページから2、3と記入してございますが、先ほど言いましたように、市町村条例で定める参酌割合を使ってございますのでそれを古平町で書き込んでいる部分になってございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第26号

○議長（逢見輝続君） 日程第7、議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求め

ることについて提案理由のご説明をいたします。

一般会計の補正予算でございますが、第7号としてございます。議会を招集する時間的余裕がなかったため、町長において専決処分したものでございます。

記の下、専決処分（第4号）、平成8年度古平町一般会計補正予算（第7号）につきまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、050万円を追加しまして、41億9,514万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表、28、29ページにお示ししてございます。

また、地方債の金額、限度額の補正が必要でございましたので、そちらにつきましては第2表1ページにお示ししております。

それでは、事項別明細、歳入からご説明いたします。32ページ、33ページをお開きください。この補正につきましては、まず1点目、歳入の町債の増額がでございます。地方債の表でも限度額ということで載ってございますので、増額の場合は補正予算を組まなければまずいということでの要点でございます。また、歳出のほうでふるさと基金について積み立て額の増額ということで、こちらも予算措置が必要ということでございます。

それでは、32ページ、16款1項1目寄附金、既定の予算は394万7,000円を追加して5億1,047万7,000円とするものでございます。ふるさと応援寄附金についての増額でございます。これにつきましては、12月に増額補正、3月に補正、また3月の追加予算でも補正ということで、都合4回目の補正ということになってございます。括弧書き、5億47万6,000円余りの収入額で確定してございます。ちなみに、当初予算3億,800万で組んでおりましたので、その1.35倍ということでの結果でございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算から200万円減額して5,600万円とするものでございます。財源的な調整の部分で減額するものでございます。

19款4項2目雑入、既定の予算から14万7,000円を減額して4,745万8,000円とするものでございます。その他収入で財源調整をさせていただいております。

20款1項2目民生債、既定の予算に70万円を追加して1,420万円とするものでございます。高齢者自立生活食の自立支援ということで、配食サービス、食事のサービスの部分の事業でございます。3月末で事業を確定してございます。この起債につきましては、過疎対策事業のソフト事業ということで起債をいただいております。これだけ借り入れできるという確認ができてございますので、増額するものでございます。

5目商工債、既定の予算に300万円を追加して1,000万円とするものでございます。プレミアム商品券の発行事業ということで、当初予算では、000万円組んでいたのですが、起債のつきぐあい、今だと許可でなくて承認ですか、起債が幾らつけられますというのがいつ700万円でございますが今回1,000万円大丈夫でしょうということで確認ができてございますので、直す補正でございます。

続きまして、歳出のほう、34ページ、35ページをお開きください。3款1項0目介護予防生活支援対策費につきましては、財源更正でございます。補正額はゼロでございます。補正額の財源内訳というところで、起債、地方債が70万円ふえて、その分一般財源を落とすというもので、町債の増額補

正に伴う財源更正でございます。

同じく、7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費につきましても同様の理由での財源更正でございます。

13款1項1目基金費、既定の予算に、050万円を追加して2億75万円とするものでございます。ふるさと応援基金につきまして収入のほう、寄附金が確定していると、支出する贈呈品の経費、あと事務経費ですか、その部分を差し引きしまして、残る部分を積み立てるとということにしております。数字ではお示しませんが、計算しまして、寄附金が100%としますと贈呈品、事務経費はそのうち72.1%、7割超ぐらいが使われてございます。100から72.1引きますと27.9%部分が基金に積めるということになってございます。

以上、提案理由の説明でございますが、よろしくご審議の上、承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 35ページのふるさと応援基金のところで質問します。

贈呈品、事務費、72.1%という説明がありました。贈呈品に約7割をかけているということなのですけれども、政府の方針が3割にとどめるようにという方針が出されていたように思います。新年度におきましてどのような方針で古平町は臨むのかという点についてどう判断されていきますか。

○企画課長（細川正善君） 町としましては、総務大臣通知に従って、3割に落とすよう今業者さんたちとも協議中であります。

○3番（真貝政昭君） その反応については、どのような状況にありますか。

○企画課長（細川正善君） 町として一度8月1日に寄附額に対する贈呈品の割合を3割にしたいということをお話ししたところ、業者さんのほうで在庫も抱えているなどという理由から、要望書が出てきて、その要望書の中身を見ますと、実施日の延期を再検討してくれないかという内容で要望書が出てきました。なので、今町としては業者と、本当にどれだけ在庫を抱えているのかとか、実施する状況の見きわめを良識のある範疇で検討しているところであります。

○1番（木村輔宏君） その問題は後で説明するのでしょうか。とすれば、そのときに質問する人もいますので、よろしいですか。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食にします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 0時56分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第27号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第27号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） 議案第27号 損害賠償の額を定め和解することについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、町内の4活動組織に交付された水産多面的機能発揮対策交付金について、本町元職員が職務上の不適正な事務処理により、北海道水産多面的機能発揮対策協議会に損害を与えたことに対し、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、これを損害賠償することとし、当該協議会と和解するため、議決をお願いするものでございます。

経過と詳しい内容につきまして、別紙、水産多面的機能発揮対策交付金の不適正事務に係る返還についてという資料を用いましてご説明させていただきたいと思っております。朗読してまいります。

1、不適正事務の概要、（1）、元町職員は、平成5年度に国において創設された水産多面的機能発揮対策事業の古平町での実施に当たり、事業実施主体となる活動組織4団体に平成年度から平成27年度に交付された総額、854万2,894円の交付金のうち、870万5,395円を横領した。（2）、当事者が町に無断で担った活動組織の不適切な事務により、141万1,800円の未払い金を発生させた。

（3）、平成25年度に北海道から町に交付された活動組織の活動の実施計画の確認及び活動が適切に実施されているか確認をするとともに、必要に応じて指導するための事務費について当事者が虚偽の交付申請書及び実績報告書を作成し、北海道から9万4千円の交付を受けた。なお、この9万4千円については、雑入で収入し、町の一般財源として決算している。

事実関係の整理、（1）、水産多面的機能発揮対策事業は、町と漁業者等が構成する活動組織との間で協定を締結し、活動経費を助成する事業である。（2）、活動組織が北海道水産多面的機能発揮対策協議会に対して行う事業の採択申請、交付申請の際に提出する書類は全て町を経由し、行われ、事業の実施には町の関与が必要な事業である。（3）、交付金の不適正な執行が行われた平成年度から平成27年度の間、当事者は産業課水産係長の立場にあり、職務上水産多面的機能発揮対策事業に担当者として携わる立場にあった。（4）、当事者は、庁内の決裁手続を行うことなく、町長印を無断で使用し、活動組織4団体との協定を締結し、事業の採択申請、交付申請書を同協議会に進達した。（5）町は、不適正な事務処理に気づかず、町が水産多面的機能発揮対策事業に関与していることを認識していなかった。（6）、当事者は、みずからが活動組織4団体の規約を作成するなどして同協議会から交付金を受領できる体制を整えたが、設立総会の開催など正規な手続が行われておらず、活動組織4団体

は実態のない組織である。(7)、活動組織4団体の通帳や印鑑を当事者が管理し、本来町は活動組織に対する審査、確認事務を担うべき立場にあるにもかかわらず、実質的には当事者が町側と活動組織側の双方の事務を担う形となっていた。

2ページごらんください。これまでの経過、かいつまんでご説明いたします。まず、平成29年12月20日、同協議会事務局から実績報告書が提出されていないという通知があり、内部調査を始めました。最終的に29年1月4日、当事者から事情聴取を行った結果、これまでの経過についててんまつ書の作成、そして本人に確認いたしました。それから、私どもの内部調査、それから道の協議会事務局等の調査を経まして、29年1月16日、北海道水産多面的機能発揮対策協議会会長に報告書を提出、総額1,854万2,894円の交付を受けた交付金のうち、870万5,395円を横領していたという事実の確認をした上で、報告書の提出、同時に同日当事者を懲戒免職処分しております。それから、11日、当事者から横領した870万5,395円及び業者への未払い金41万1,800円の弁償を受けて、町の口座に保管。それから、29年2月8日、北海道から、交付金、事務費は全額返還、違約加算金は免除とする旨の内容の通知を受けました。

3ページになります。その後29年3月21日、業者への未払い金141万1,800円を当事者から預かっていたお金のうちから町から支払いをしております。その後北海道町村会法務支援室及び北海道町村会の顧問弁護士と相談し、意見をいただいております。その主な内容につきまして、4日、同協議会及び北海道水産林務部と協議しております。その主な内容といたしましては、国家賠償法第1条第1項の規定に基づく損害賠償請求により交付金の返還に応じたいといった内容であります。そして、この場で同協議会及び本町側にも弁護士を立てて双方協議することを決定しております。4日、本町といたしましては北海道町村会の顧問弁護士に委任契約をしております。4日、同協議会から内容証明つき郵便により損害賠償請求を受けました。請求額につきましては63万9,975円、内訳は交付金が1,854万2,894円、遅延損害金が209万7,081円となっております。さらに、5月11日、北海道水産多面的機能発揮対策協議会の弁護士と町の委任した弁護士が和解交渉を行いまして、損害賠償請求額を早期に解決することを前提として、954万2,894円に減額するというご合意が得られました。

4ページです。ここで4番、町が交付金の返還に応じる根拠、水産多面的機能発揮対策事業はその仕組み上、町としての関与が必要とされる事業であり、かつ当事者は当時の職務上、事業の担当となっただけの立場にあったことから、町として当事者の行動を認識していない状況であったとしても、公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについてなされた違法行為として町には国家賠償法第1条第1項の責任が生じるものと考えられ、よって町は協議会に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、交付金合計1,854万2,894円及び遅延損害金として100万円、計1,954万2,894円を賠償する義務を負うこととなります。

5、当事者への求償請求、町は同協議会に賠償を行った後に当事者に対して、国家賠償法第1条第2項に基づき、町が同協議会に賠償した金額を求償請求することとなります。求償請求は、支払いがないときは期限の利益を喪失し、遅滞損害金が生じ、強制執行に服する旨の強制執行認諾付きの公正証書の作成、または訴訟により行います。今後当事者と弁護士を含め協議し、請求方法を確定することになり

ます。

ということで、5ページ、今後のスケジュールでございますが、本体の交付金、水産多面的機能発揮対策事業交付金の返還事務、①、協議会への返還事務の流れということで、同協議会の欄をごらんください。2つ目の丸、まず交付金の返還通知を同協議会が発します。それが古平町を經由して活動組織へ通知が行くという流れになりますが、活動組織は交付金の返還が不能であると、そういうことになり、結果として同協議会は交付金の回収が不可能となり、損害が発生するという形になります。そこで、協議会は回収不可能分の金額及び遅延損害金を古平町に対して国家賠償法に基づく損害賠償請求をする。それを受けて、町と協議会で損害賠償額の確定、そして示談書案または和解書案の作成といった流れになります。この額の確定に当たりまして議会の議決が必要になってくるということで、次に古平町と町議会との関係のところでございますが、ただいま提案しております議案、損害賠償の額を定め和解する議案、そしてこの後、次の議案で提案されますが、一般会計補正予算で提案することになりますが、賠償金の予算措置あるいは弁護士費用の予算措置といったことが必要となり、それらの議決をいただいた上で正式に同協議会と協議、示談の和解を経て支払いをすると、そのような流れになります。

次、6ページ、賠償金の支払い、損害賠償をした後の流れになりますが、その額につきまして当事者へ求償するという流れになります。これにつきましては、公正証書あるいは訴訟、いずれかの方法によりまして、強制執行も辞さないといえますか、強制執行できることをきちんと確約した公正証書、そういったものをつくって債権の回収に万全を期すということになります。

次に、7ページ、(2)、水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業交付金、先ほど前段のほうでお話ししました町に対する事務費9万14円ですが、これにつきましては北海道から補助金の交付決定の取り消し通知、そして返還命令を受けまして、町が返還すると。これにつきましても、今回次の補正予算の中に計上しております23節の償還金利子及び割引料の節から支出するよう予算措置をお願いするものであります。

最後のページ、8ページになりますが、7、職員不祥事防止対策への取り組みといたしまして、不祥事防止対策として、各課から不祥事のリスクと対処法について意見を集約し、これまでの取り組みに加え、①、公印の管理、②、收受した文書等の事務処理状況の把握、③、外部団体等との協議、打ち合わせ事項の把握を重点項目として、不祥事の防止対策をただいま検討しているところでございます。

それでは、議案書37ページに戻っていただきまして、朗読して提案とさせていただきます。

議案第27号 損害賠償の額を定め和解することについて。

次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第112条第12項及び第13項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年5月15日提出、古平町長、本間順司。

記といたしまして、1、相手方、札幌市中央区北3条西7丁目1番地、北海道水産多面的機能発揮対策協議会会長、川崎一好。

2、和解の概要、和解条項、(1)、古平町の元職員が古平町に在職中の平成26年度から平成27年度にかけて水産多面的機能発揮対策交付金を不正に受給した件について、古平町は相手方に対し、和解金として金1,954万2,894円を支払う。

(2)、相手方及び古平町は、相手方と古平町の間には本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上、提案理由のご説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） ちょっと重なるようで悪いのですが、3つほど。

4つの事業で1,000万ぐらい、その事業をやったと思うのですけれども、この4つの事業自体は本人一人で見つけて、国とかに申請したということになるのだと思うのです。一人でやっているのですからということは、一人で出して、1,000万円ぐらいの事業をほかの職員一切使わず、全部一人でこの事業1,000万の事業を今までやっていたということなのか。それと、この事業をやっているときに途中、25、26、27と3年間だと思うのですけれども、その間に例えば事業の進捗状況とかそういうのを国のほうから進捗状況を報告せよとかいう、そういうことはなかったものなののでしょうか。

この3点です。4つの事業を本人一人で見つけて申請したものなのかということと、1,000万ぐらいの事業をやった時点で本人は一切他の職員を使わないで全部自分で、組合とか浅海の人とかはいろいろやっていたという話は聞きましたけれども、例えば職員とか部下とかは一切使わなかったものなのか。それから、この事業の最中に国から、進捗状況とかそういうものを提出せよと言われるようなことは全くなかったのかということなのだと思います。

○副町長（田口博久君） 4つの事業を自分で見つけたのかというような部分ですけれども、恐らく新しい事業ができて、事業の説明会なりが道段階であったと思われま。その場合に、どのような事業が対象になるというような説明も当然になされていると思います。それで、そういった場合には、行政だけでなく、漁協などもそういった補助金の説明会には当然に行っているものと思われま。それで、一体となって進めていく。そして、どのようなものが該当になるという説明も当然にあり、そういった資料もまた示されています。ですから、その中で、従来やってきた事業がこっこの事業に補助金を受けてくることができると、それがただ単に漁業者、浅海部会がやるということでは補助対象にならないけれども、新たな組織でやるということになると補助金の対象になるということに進めれるということ漁協の担当者なりと相談した上で、この事業をこの補助金、交付金の事業対象としてやっていこうというふうに決定したものと思われま。

それから、一人でやっていたのかということですが、事務的なことは恐らく一人でやっていたものと思われま。

それから、書類の提出などの催促とかというようなことですが、郵送で来る文書については課長なりも目を通すことができたと思われま。でも、メールで入ったりする事務連絡的なものについては、直接本人のパソコンにということになりますとほかの職員が目を通すことができなく、そのまま過ぎていくというような経過があります。

○8番（高野俊和君） この事業を始めるときに最初からこういうことを考えていたとは思われま。のですけれども、でもこういう事業を初めきちんとやっていくという考え方であれば、きちんと上とか町に説明してから仕事って出発すると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

いつぐらいからこういう状況に入ってしまったのかということなのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 今正式な資料は持ってきていないのですが、多分25年度の事業ですので、24年度の夏、秋には方向性が決まっていたものと思います。当然25年度の事業から町の予算予算のヒアリング、内部のヒアリングを1月とか12月進めますので、その段階で、前年度までであった浅海部会への補助金がなくなると、町は支出しなくていいですと、その分国からの補助金で団体への直接補助で事業をやりますというようなことで、恐らく25年度の例えば海中林の造成みたいな部分については町の事業からは落としているはずですので、ですからその段階ではもう方向性決まってくる。逆に、町といいますか、担当者以外の者としては、そういった部分をこれから事業主体が活動組織なりが主体になってやっていくものであるということと終わっているという状況になります。財政担当なり私どもとしては、

○8番（高野俊和君） その仕事を始めるときには、やっぱりそういう方向できっちりやっていたという実態はあって、そういうふうにも本人も考えていたということなのではないでしょうか。

○副町長（田口博久君） そうです。当初はきちんと進めるつもりで進んでおります。実際に交付金が入ったのもたしか年度後半だったと思います。25年度、事業をスタートして即補助金という形ではなかったと思いますので、ちょっと今正確に日にち等を押さえていませんけれども、ですからその事業にかかった時点ではきちんとやっていくつもりで進めていたものが事業のおくれなり、それ以外の当事者にとってのいろいろな理由によってこのような事態に至ったものと考えています。

○3番（真貝政昭君） 今後の予定なのですが、この議案と次の補正予算が承認された後の状況なのですが、実際に支払いが行われて、その後当事者と町との関係になりますけれども、それがスタートするのは予定としてはいつからになるのですか。

それと、補正予算のほうにも書かれているのですが、結局使い込んだ額と、それから実際に事業に宛がわれた全てのお金について当事者に支払い義務が生じるということで、その返済を求めることになるのですが、実際にそのほかに弁護士費用として町が公費として支出することになりますねこの額は、当事者には求められない額になるのですか。

まず、その2点について伺います。

○副町長（田口博久君） この後本人との話し合いの公正証書なりという部分についての交渉といいますか、債権を確認するといいますか、回収方法を確定するといいますか、そういった作業については恐らく7月以降、この後道からの返還賠償請求があって、町が支払いをして、それからということになります。

それから、弁護士費用については、今の段階では本人には求められないものというふうに認識しております。

○3番（真貝政昭君） 補正予算で代理人業務委託料としてこれだけの額が提案されているのですが、今後の当事者との交渉に当たる費用についてもこの中に含まれているということなのではないでしょうか。弁済が終了するまで弁護士がかかると思うのですが、その点についての費用について説明をお願いします。

○副町長（田口博久君） この費用の中には今回の協議会との和解に係る費用、それから次の当事者に

対して求償請求に係る弁護士費用、これを今、額が大きい、先ほどから申し上げておりますが、公正証書でやるか、あるいは訴訟になるかと、訴訟になった場合を想定しての弁護士費用、その2つの部分までを含めております。そこまでの費用です。

○3番（真貝政昭君） 最後ですけれども、今後の町側の対応として、事故防止対策への取り組みとして3点挙げているのですけれども、金額としては弁護士費用を町が持たざるを得ない状況になり得たということで、町財政に悪影響を与えたこととなりますね。それで、対策をこのように考えているということなのですけれども、そういうことからすると、内部検討という状況で今進められているのですけれども、このように実害が出てきますと他の外部機関のご意見も伺う必要があるのではないかと。オンブズマン制度だとか、そういうものもありますけれども、そのほかに町の機関としては監査委員会があります。議会はまた別ですけれども、監査委員会がかかわらざるを得ない状況が生まれたということを考えますと、そちらのほうのご意見も伺って、なるべく重層的にこういう不祥事をなくすという方策を考えるべきでないかというふうに思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○副町長（田口博久君） 監査委員さんのご意見を伺うということにつきましては、そのような方向で考えていきたいと思っております。実は先日2日、出納検査、毎月の検査あったのですけれども、その場でも監査委員さんには、本日議員さんにお示しした資料と同じような内容なのですけれども、そういったことで既に報告もさせていただいております。当然その場でも若干の質疑やら、またご提案やらもありましたので、そういった部分もこの防止策できましたらというか、まとめる段階で監査委員さんからもご意見伺ったりはしていきたいと思っております。それから、最終的には全ての防止の取り組みまで終わった段階で、町民へ報告、一連の報告なりもする必要があるかと考えております。実際こういった不祥事あった場合には、他町村の事例を見ましても経過を報告して再発防止に取り組むというところまで町民の皆さんに回覧なり広報紙なりを通じてしている事例がありますので、今回はそのようにしたいと考えております。

○7番（山口明生君） ただいま副町長のご答弁でありました再発防止という部分も非常に大切だとは思いますが、もう一点、今回和解ということで損害賠償する。金銭的な部分では和解はできる。そして、それで一段落つくとは思いますが、古平町が道なり国なりの信頼を大きく損ねたということは否めないと思いますし、それを今後どうやって信頼回復を図っていくのか、そしてもう一方で、例えば古平町の水産業の従事者なり関係者にも大きく迷惑をかけている問題ではないかというふうに感じています。というのは、これから例えば国なり道なりの補助事業があった場合に、古平町はちょっと申請が出しづらくなるような懸念とか、そういった部分で信頼されない可能性もあるわけですし、そういった部分も含めてどう対策していくのかということも町民に対して、水産業者、ほかの方々にもそういうことも提示していく必要があるというふうに考えますので、そういった部分もつけ加えていただきたいなと思います。

○町長（本間順司君） ただいまの山口議員のご質問でございますけれども、この件に関しましては、さまざまな機関を通して謝罪に行くべきかどうかということについていろいろ相談してまいりました。ただ、ある程度こういう方向性が決まるまでは抑えておいたほうがいいのかというご意見もございましたけれども、私なりに、先日上京してまいりましたので、関係機関にはその旨出向いていろいろと今後の

町の水産業の件に関してもお願いしてきておりますので、また新町長にもその旨そういう方向でお願いしたいなというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 1点だけちょっと確認させてください。

この4団体の事業を受けるに当たって、書類などに例えば4つの単体一人一人に、例えば責任者的な人の名前だとか、そういうものは一切つけないでこういう事業をやったということなのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 全て4団体の代表者がいらっしゃいます。いらっしゃいますというのは、形式上いらっしゃいます。その活動組織の代表者宛ての名目で全て交付金などは交付される形となっております。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、そういう代表者がいるのであれば、預金通帳を預かっていたのが当事者なのではしょうけれども、本来その人方がある程度きちんとしたものを把握しておかなかつたら、自分の事業として成り立たないのではないかと思うのですけれども、その辺がどうもしっくりこない面がちょっとあるのですけれども。

○副町長（田口博久君） その辺が活動組織としての実態がない。いってみれば架空の団体であったと組織自体の会計なり監査なりという部分がなされていなかった。また、それらの役員になるような方に対しても、事務局で全てやりますというようなお話だったのではないかと推測しています。事務局のほうで全て手続はしますよと、そういうことで話を進めていたのではないかと。ですから、役員になっている方自体が自分が役員だという認識は恐らくなかったというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 今後またこういうような事業が出てきた場合なのではしょうけれども、今度こういう事業が出てきて、もし交付金なりがもらえるという場合は、今回のを教訓にして、もう少し組織的なものをきちっとするし、町の監視といいますか、それもきちっとある程度しておかないと、また同じ問題が起きないとも限りませんので、まずその辺をしっかりやっていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 損害賠償の額を定め和解することについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第28号

○議長（逢見輝続君） 日程第9、議案第28号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第1号）を

議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第28号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

これにつきましては、前段の議案第27号に関する予算措置でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,193万8,000円を追加しまして、総額を43億1,193万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表にお示ししてございます。

それでは、事項別明細のほうからご説明いたします。歳出です44ページ、45ページをお開きください。6款3項1目水産業総務費、既定の予算に1,193万8,000円を追加して2,427万2,000円とするものでございます。右側、節を5つ設けてございます。このうち金額の大きい部分、上から4つ目、22節補償補填及び賠償金で1,954万3,000円計上させていただきます。本事業の損害賠償金でございます。町から道、協議会へ支払うべきものでございます。また、その下の欄23節償還金利子及び割引料、ここで指導事務費の償還金ということで、町から北海道のほうに返還する指導事務費の部分でございます。9万1,000円でございます。上から3つ目の委託料です。13節委託料、本事業の損害賠償事件の代理人業務委託料、いわゆる弁護士費用でございます。こちら222万4,000円ということで、着手金と弁護士報酬の部分でございます。この金額積算につきましては、札幌弁護士会の弁護士報酬の基準というものが以前までございました。現在は弁護士さんそれぞれと依頼するほうが交渉で決めることになってございますが、旧報酬基準に基づきまして算出した金額が222万4,000円でございます。上に移りまして、12節役務費5万6,000円、こちらにつきましては本事業の損害賠償事件の求償請求手数料ということで、具体的には裁判手数料でございます。収入印紙で張るものでございますが、これにつきましては算出の考え方としましては、法律がございまして、民事訴訟費用等に関する法律、別表というものがございまして、その第1に載っております。訴えの提起という部分から積算して計上してございます。残る9節旅費につきましては、職員の弁護士等との打ち合わせなどに対する旅費でございます。

続いて、歳入をご説明いたします。42ページ、43ページです。17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に1,300万円を追加しまして2億,000万円とするものでございます。こちらにつきましては、本件の歳出に見合う金額にするためにここで財政調整基金取り崩しさせていただきたいと思っております。

それから、19款4項2目雑入、既定の予算に23万3,000円を追加して2,102万円とするものでございます。その他収入で財源調整ということで金額を計上させていただいております。

そして、3目です。3目弁償金を新しく設けてございます870万5,000円ということで、現在町のほうで預かっている当事者から弁済された部分の金額をここで計上してございます。また、今後当事者への求償ということで、先ほどの議案で説明しているとおり、当事者、弁護士等を含めて協議をしまして、請求方法等を確定していくこととなります。それによりまして町の歳入のほうの部分の弁償金の金額も増減というか、増となるのかなとも考えてございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第 28 号 平成 29 年度古平町一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 29 号

○議長（逢見輝統君） 日程第 10、議案第 29 号 平成 29 年度清川団地 C 棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第 29 号 平成 29 年度清川団地 C 棟建設工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格 000 万以上の工事請負となっているため、提案するものでございます。

それでは、議決をいただく内容をご説明いたします。1、工事名、平成 29 年度清川団地 C 棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、2億 24 万円。4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町 3 番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3 番（真貝政昭君） 入札結果報告書を見ています。それで、本件の清川団地 C 棟の入札なのですが、予定価格と最低制限価格が資料の下段に書かれています。最低制限価格の割合、これについて説明願います。

○建設水道課長（高野龍治君） 最低制限価格の設定の仕方なのですが、まず予定価格というのが積算されます。積算の上、出てきたものが予定価格 2 億 5 万円、その予定価格の数字をもとに出されてきている内訳で直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じると、それと共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じると、その次に現場管理費の額に 10 分の 8.5 を乗じると、最後に一般管理費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額、その積み上げで最終的に合計された額が予定価格の 10 分の 7 に満たない場合は

10分の7とします。それと、もう一つ、10分の9を超えた場合、算出された額が10分の9を超えた場合は10分の9とするということになっておりまして、今回は計算上10分の9を超えましたのでこの予定価格の90%、これが最低制限価格ということになります。

○3番（真貝政昭君） 高値安定の落札が続いているようにも思うのですが、その点についてはどうなのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） その辺につきましては、お答えしようがないというか、入札を厳正に行っておりますので、私の口からはお答えしようがありません。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 平成29年度清川団地C棟建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（逢見輝続君） ここで、本間町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 今回の退任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

まさか退任に当たって不祥事で皆様方に謝罪しなければならないということは本当に考えてもみませんでしたけれども、ただいまは本当に寛大な気持ちでこの不祥事の賠償金の議決をいただきまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

平成13年5月20日に就任以来4期16年、そしてその前の助役時代が3年半、そして古平町に奉職してから51年ちょっと、いわゆる半世紀、地方公務員として今日まで頑張っただけでございまして、この間議員の皆様方には本当に公私ともに大変お世話になりまして、心から厚く御礼を申し上げます。特に、首長となって町政の運営が始まったころは小泉内閣の三位一体改革ということで、それ以前からさまざまな不況、それから追い打ちをかけるようにリーマンショックが始まりました。大変厳しい時代でございました。当初私は、庁舎の改築あるいは特養の建設など、本当に夢を持って就任したわけですが、途端に出鼻をくじかれたような感じでもございました。継続事業を続けていくのが精いっぱいというようなことでもございました。次から次と新しい必要な事業が出てきまして、当初の庁舎等につきましてもだんだん、だんだん先送りになってしまったということで、庁舎建設を凍結せざるを得ない、公約も凍結ということで、まことに恥ずかしいことではございますけれども、そう

いう形でそのほかのさまざまな事業に取りかからせていただきました。幸か不幸か、いろんな風が吹きました。いい風、悪い風吹きましたけれども、ある程度自分ではいい風に乗りながらこれまで事業を進めてこれたなというふうに思っております、その陰にはやはり議員の皆様のご支援、ご協力があったればこそというふうに思っております。本当にありがたく思っております。

その後もさまざまな大きな事業を進めてまいりました。ただ、庁舎につきましては、昨年の熊本地震以来、庁舎等の損害もたくさん出ております。そんな中で、やはりこれは第一にやらなければならない事業だなということで、町民の生命、財産を守る、安全を守る、そのためにもやはり庁舎は進めていかなければならないということをごさいます、近年熊本地震の教訓も踏まえまして新しい起債制度等もできました。そんな中で進めるべく今年度予算で措置したわけをごさいます、これから再び厳しい時代が来るであろうけれども、それだからぜひ実施してもらいたいなど。それと、特養につきましても、これは長年の課題でございましたので、この点につきましても次期町長にお願いしていきたいというふうに考えております。何はともあれ、つい最近の新聞にも出ておりましたけれども、地方自治体で基金を持ち過ぎだというような批判が出ておまして、我々もその基金、本当に少ない基金でございすけれども、将来的には狙われるのかなというような気もしております。そんなことで、議員の皆さんにも今後ともその辺につきましても基金を有効に使えるような手だてをお願いしてもらいたいということをごさいます、今後ともその厳しさに対処すべく頑張ってもらえれば幸いかなというふうに思っております。

何はともあれ、今日までこうやって無事乗り切ってこれたのも皆さん方のおかげでございす。そして、後ろにおります職員の皆さんのおかげでもございす。本当16年間大変お世話になりました。ありがとうございます。今後とも古平に住んでおりますので、町の中では東京へ行くだとか、札幌へ行くだとか、さまざまうわさがございすけれども、逃げも隠れもしないで古平にいて、何らかの町の役に立てればなというふうに思っておりますので、これからもよろしく願い申し上げまして、簡単でございすけれども、退任に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎副町長挨拶

○議長（逢見輝統君） ……（録音なし） ……

○副町長（田口博久君） 貴重な時間拝借いたしまして申しわけございませんが、私ごとですけれども私の副町長としての任期も5月31日をもって満了となり、退任させていただくこととなりました。

自分としては精いっぱい務めさせていただいたつもりですけれども、何分力不足のために今回の職員の不祥事を防げなかったことや議案説明の不手際など、大変申しわけなく思っております。この間副町長として2期8年間、管理職の時代を含めましてさらには10年間、議員の皆様には本当にたくさんのご指導、ご鞭撻を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。さらに、議員の皆様にはご健勝で今後古平町発展のためにますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝続君） これで本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

平成 29 年第 1 回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時 5 7 分

上記会議の経過は、書記
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員